

同性愛とキリスト教

現代性倫理の未解決の課題

森本あんり

昨年冬、プリンストン神学大学のオルガニストがエイズで亡くなった。学生にも評判のよい優れた教師また研究者であったが、まだ三九歳であった。死亡記事を書いた同窓会報は、錚々たる彼の経歴を紹介し、最後に、遺された彼の「コンパニオン」(同伴者)は「デイヴィッド」である、と報じた。おそらく、長い伝統をもつこの神学校の専任教員にゲイが存在したことを認める、最初の公式記事であった。

アメリカの教会はいま、同性愛をめぐって長く大きく揺れている。教会ばかりではない。学校でも軍隊でも市民権法でも、アメリカ社会全体が、いまだにこの問題をどう扱ったらよいのか、答えを出せずに模索しているのである。このことは、フーコーをはじめとする性の達人哲学者が関連に同性愛を論じて世論もそれを愉しむ感のあるヨーロッパの状況とはかなり異なっている。また、伝統的に一般民衆の性倫理が緩

断わりしなければならぬ。同性愛は、現代の性倫理にとつていまだ未解決の課題である。

聖書の根拠

キリスト教倫理の態度決定にもっとも重要な規範を提供するのが聖書であることは論を俟たない。本号では別稿で聖書の中の同性愛が論じられるはずなので、ここでは詳論しないが、少なくとも、従来同性愛の断罪と解釈されてきた古典的箇所(ロキ)のいずれもが、近年の釈義研究において慎重な再検討の対象となっている、という事実だけは紹介しておきたい。聖書に批難されているから、という理由だけで同性愛を否定することは、もはや信仰的には不誠実であり、学問的には不見識である。それどころか、ボズウェルが歴史的に検証したように、同性愛に関する聖書文言の選択的な用いられ方そのものが、解釈に先行する差別の所在を示している可能性がある。たとえば、レビ記の「聖潔法典」では同性愛行為が「厭うべきこと」の一つとして禁じられているが、そこには同じように食物や剃髪や衣服についての煩瑣な規定も存在する。もし解釈者がこれらを顧みることなく同性愛の規定についてのみ拘泥するとすれば、そこには別の選択原理がはたらいっていると考えられねばならない。創世記一九章のソドムの町の物語にしても、旧約聖書内部の証言や初代教会の読み方によれば本来は客人庇護義務違反の問題であったものが、

やかな日本や中国など東洋社会の状況とも異なっている。イスラム世界にももちろん同性愛は存在するが、私生活に干渉することの少ないイスラムの信仰が同性愛と正面から切り結ぶことは稀である。つまり、同性愛をめぐる真剣な議論は、アメリカに特有の現象なのである。その背景にキリスト教があることは言うまでもない。こんにち、同性愛をめぐる倫理的な諸問題を論じようとする場合には、キリスト教とのかかわりのあるなしを問わず、アメリカでの状況や議論に学ぶことがきわめて有益である。特に日本のキリスト教界は、この問題に関してまだほとんど何の理解も準備も合意ももちあわせていないのが実情である。本稿では、限られた紙数ですべてを論ずるわけにゆかないので、さしあたって問題の所在とその神学的な輪郭を提示することに努めるが、その際にも論述はしばしば客観的な両論併記とならざるを得ないことをお

時を経るにしたがって同性愛行為の罪と解釈されるようになる。テキストの解釈は常に政治的な行為である。したがって、キリスト教倫理の問いは、個々のロキにおいて聖書が同性愛をどのように見ているかを問うだけでは論ずることができない。

キリスト教倫理は、いつの時代でも聖書の釈義だけで構築されているわけではない。聖書の時代に知られていなかった問題局面も発生するし、人間的地平における倫理規範として端的に不適切と判断されるようになる章句もある。しかし、そのような判断を下すための最終的な根拠もまた聖書自身のうち存在する、というのがプロテスタント的な聖書理解である。われわれはすでに、奴隷制や女性の従属を聖書の時代的制約として乗り越えてきた。しかしそれは、聖書の内部にこれらを反駁する論拠、すなわち神の前での平等という、より根源的な洞察が含まれているからである。同性愛行為に批判的な解釈者は、この問題に関する聖書証言がいちように否定的であって、他のケースに見られるような反駁の根拠が見出されないことを指摘する。しかしまた、聖書の断罪が同性愛についての正確な知識に基づいていると想定するのも時代錯誤であろう。現代の性倫理に求められているのは、人間のセクシュアリティを聖書がより広い文脈でどのように理解しているかを探ることである。



科学的的前提

同性愛の倫理の構築に際していま一つ考慮されるべき前提は、人間の性指向がどのように決定されるかということについて人間科学的な分析である。この点に関する生物学や心理学からの諸発言は、いまだ定説と云うにはほど遠いものである。しかし、遺伝や環境などの諸要因の特定が不可能であるとしても、経験則からの帰納による若干の共通理解は一般的承認を得つつある。たとえば、人間の基本的な性指向が小児前期までのかなり早い時期に、本人の意志や選択とは無関係に決定されること、ひとたび固定した成人の性指向を転換させるのはきわめて困難であること、また異性愛と同性愛とは二律背反的ではなく、一人の人間に同居する濃淡の度合として理解されるべきこと、などである。現代のキリスト教性倫理は、これらの臨床的な知見を尊重しなければならぬ。

けれども、科学に倫理を語らせることはできない。すべて倫理は事実ではなく当為にかかわるからである。ある人間にとつてあることが「自然である」としても、だからそれが「正しい」ということにはならない。男が女を欲することが「自然である」としても、その実現を求める行為のすべてが是認されるわけではない。同様のことが同性愛についても言われ得るであろう。同性愛者の存在は、しばしば「左利き」の人の存在に比して語られる。「左利き」は、本人の意志や

選択にかかわりなく、変更の困難な性向として、少数の者に「自然に」存在するからである。けれども、このような比喻は、科学を装った自然主義を招き、同性愛の悪しき没倫理化を、ひいてはその瓊末事化を結果する。人間の性の行為には、「左利き」として生きることには含まれない精神の次元の深みがある。そこに、固有の倫理的空間が介在するのである。キリスト教倫理は、他のすべての性の倫理と同様に、同性愛を真正な一倫理主題として定位する。

神学的考察

近代啓蒙主義の倫理によれば、意志の自由は倫理的責任主体の前提条件である。けれども、キリスト教倫理はかかる自律的な人間理解をとらない。聖書的理解によれば、罪の本質はむしろ、人がまさに罪を犯さざるを得ない不自由の中に囚われている、という点に存するからである。聖書は、同性愛者と異性愛者とを問わず、すべての人がこの罪の中に囚われている、と告げている。新約聖書の中でもっとも明確に同性愛行為を批難しているとされるローマ書には、当該箇所にごく続けて次のような言葉が述べられている。「だから、ああ、すべて人をさばく者よ。あなたには弁解の余地がない。あなたは、他人をさばくことによつて、自分自身を罪に定めている。さばくあなたも、同じことを行っているからである。」同じ文脈で同性愛と共に批難されているのは、「貪欲、悪意、

ざん言、高慢、親への反逆、無知、不誠実、無情、無慈悲」などである。誰がこれらと無縁であると自負できようか。同性愛を批難しながら、これらの罪を等閑に付すならば、われわれは首尾一貫しない偽善者である。

と同時に、ローマ書は、その同じ審きの神が、「慈愛と忍耐と寛容の富」によつてわれわれを新しい生へと招いておられることを告げている。人間には、神の被造物としての、けつして失われることのない根源的な自由が賦与されている。人間に真の尊厳を与えているのは、同性愛者であると異性愛者であるとを問わず、一人一人がかげがえのない神の被造物であり、かつ恵みによつて常に新たな生へと召されている存在であるという事実である。

同性愛を論ずる際にわれわれが陥りやすい誤謬の一つは、人間をあまりに性的な存在と見なしてしまうことである。たしかに、性は個々の人格をそのもつとも深いところでかたちづくるものである。同性愛者がみずからの性指向を偽りつつ生きることの苦しみも、このアイデンティティの問題に起因している。同性愛に限らず、現代社会の多くの問題は、女性の地位や計画出産や妊娠中絶など、いずれも人間の性に深くかかわっている。現代人にとつて「性」は、中世人において「魂」が占めていたのと同じ地位を占めている、と言われる所以である。

しかし、それにしてもわれわれは、「生の充足」を「性の

充足」から理解し過ぎていないであろうか。「性の充足」は、現代文化が病む脅迫観念の一つである。現代人の深層心理は、性的魅力が人間の最終的な価値を決定するかのような広告産業のメッセージに深く浸食されている。しかし、歴史を通して語られる証言は、性の充足なしにも人間の生が豊かに幸いに生きられる、ということである。われわれは、人間を性的存在に還元してはならない。経済学は人間を経済的存在に還元し、生物学は人間を動物的存在に還元する。けれども、神学に固有の視点は、人間をトータルに対象化する神の視点である。人間を肉や心や魂という特定部分に解消せず、そのすべてを備えて神の前に立つ存在として見る視点である。そのような視点をもって見る時、人間は「神の私たち」として男と女に造られ、したがって不可避的に性的な存在でありながらも、同時にその被規定性の現実化に関しては相対的な自由を与えられ、課されていることを知る。この自由が動物ならぬ人間の尊厳を保障するのである。その意味で、性の活動はどんなに重要であっても、あくまでも人間存在の一面面に過ぎない。

この認識は、一方では同性愛者に禁欲を勧めるカトリック教会の立場に反映されている。しばしばカトリック教会の教導職は、同性愛に非共感的であると批難される。しかし、禁欲はカトリック倫理の中では消極的な次善の策ではない。それは、みずから身をもってそのような生の豊かさを知る者の、

知恵と配慮に満ちた助言なのである。⁴

しかし他方、同性愛者がこのような助言を祝福ではなく重荷として受け取る可能性も大きい。貞潔の誓いは、類として強制されるのではなく、個人が自発的に選択してこそ意味をなすからである。同性愛者には自由な選択肢として与えられている道が、同性愛者にはなぜ唯一の道として強制されるのか。あるいはこれを、種々の異常性愛者に課せられるべき禁欲と同列に論じようとする向きもあるかもしれない。しかし、成人相互の人格的な愛と合意の上に成り立つ同性愛は、社会に何らの実質的脅威をもたらさない。同性愛を異常性愛の範疇で語ることは、よほど明晰判明な根拠を伴わない限り、予断に満ちた偏見であると言われざるを得ない。

実践的帰結

以上のような考察を経て、いくつかの実践的ないし牧会的な帰結が論じられる。問題は多岐にわたり、そのいずれもがここで可能な議論よりもはるかに慎重で丁寧な取り扱いを必要とするが、ここでは二点に絞って触れておきたい。第一は教会員籍と教職籍のことである。同性愛者はキリスト教会の成員となることができるか。これについて異議をささむ者は少ないであろう。もし同性愛者が罪人であるという理由で教会から排除されるのであれば、われわれは一人として教会に残ることはできない。教会は罪人の集団である。罪人を義と

する神の福音の力を信ずる者の集団である。同性愛者が教会員になれるかどうかを問うのは、しばしば対比されるように「嫉妬深い者が教会員になれるか」や「アルコール中毒患者は教会員になれるか」を問うようなものである。⁵

聖職への按手についても同様である。プロテスタント教会が信徒と教職の身分上の一元性を原則とする以上、両者の間に二重の倫理規範が存在するいわれはない。ただ、現時点で諸教会の対応を通観すると、同性愛への指向 (orientation) を有することと、これを公言し実践すること (practice) の間に一線を引き、前者のみを容認する場合が多い。そこには、同性愛行為がやはり聖書に示された神の創造の秩序からして「非調」(disorder) であるとの認識が前提されている。

第二の問題局面は同性愛者同士の結婚である。教会は、これを承認し祝福すべきであろうか。もし、創世記一章二章の記事に基づいて結婚を一对の男女にのみ許された制度であると考えらるならば、答えは否であろう。しかし、これらの記事は特に同性愛の排除を目的として書かれたものではなく、それだけで異性愛を不可侵の規範とするには根拠が薄弱である。また、生殖に結びつかない性行為の是非については、もはや議論の必要もない。結婚における性行為の目的が生殖ばかりではなく、合一を求める性愛の要求を含んでいることは、カトリック教会ですら当初から承認していることである。むしろ、教会は同性愛者間の単婚的な関係に祝福を与える

実践的な理由をもつ、とも考えられる。同性愛者は、社会の偏見や蔑視を無意識のうちに内在化し、極端な自己否定に苛まれ、人間としての自己の尊厳を見失う傾向にある。もし、しばしば言われるように、同性愛者間の性関係が不安定で利他的であるとすれば、その一因にこのような社会的抑圧があることは否定できない。教会はこのプロセスに加担することを避け、かわりに彼らがより肯定的な精神的基盤の上で安定した一対一の関係を築くための手助けをすることができる。同性愛者同士の単婚的結合の祝福と公認は、その一つの方法である。性愛は独占的である。したがって、性愛は一対一の誠実な人格的対向関係の中でのみ真実の喜びを成就する。同性愛であるとは異性愛であるを問わず、この関係を害う者は姦淫を犯す者であり、キリスト教倫理はこれをけっして容認しない。

なお、教会の祝福と社会の諸法制とのすり合わせは今後の課題であるが、ここに言う「結婚」が現行戸籍制度の定義するそれと同義でないことは断るまでもない。ただ、婚姻は二人の私的愛情に社会的認知を与えてこれを排他的な性関係へと結び合わせることであるから、公告を伴わない当事者のみの密かな挙式は、本来の意義を達することができない。

性の享受は権利ではなく特権である。誰もがもつ基本的人権ではなく、限られた人へののみ許される喜びであり、したが

って重大な責任を伴う行為である。同性愛の問題にどのような対応を示すにもせよ、現代のキリスト教性倫理は、この両面を真摯に受け止めるしかたで構築されなければならない。

* 1 諸宗教伝統と同性愛の関係の概観には、Swidler, ed., *Homosexuality and World Religions* (Trinity, 1993) が便利である。

* 2 ジョン・ボズウェル『キリスト教と同性愛——一四世紀西欧のゲイ・ビープル』大越愛子・下田立行訳(国文社、一九九〇年)。本書は、当該問題について邦訳のあるほとんど唯一の研究書である。ただし、本書の聖書解釈には批判も少なくない。

* 3 拙著『使徒信条』(新教出版社、一九九五年)、六四頁参照。

* 4 Cardinal Joseph Ratzinger, "Letter to the Bishops of the Catholic Church on the Pastoral Care of Homosexual Persons" (1986)。ついで古典的な『同性愛司祭の著書』(一冊挙げよう)。John McNeill, *The Church and the Homosexual* (Beacon, 1976; 4th ed., 1993)。

* 5 アメリカ諸州に現在も存在するいわゆる「ソドミー法」については、以下を参照。Vincent J. Samar, *The Right to Privacy: Gays, Lesbians, and the Constitution* (Temple UP, 1991), 167-172, 229-230。

* 6 Richard Hays, "Awaiting the Redemption of Our Bodies," Siker, ed., *Homosexuality in the Church: Both Sides of the Debate* (WJK, 1994), 14。